

相談無料

行政書士による

町会・自治会の運営及び法人化等アドバイザー

お困りのときは行政書士にご相談を！



町会・自治会の運営でお困りのこと

- ・規約の改正について聞きたい
- ・町会会館や町会で使用している土地の契約更新がある など



町会・自治会の法人化に関すること

- ・法人化すると、町会・自治会名義で不動産登記ができます。
- ・不動産等を保有しない町会・自治会も法人化できます。

【注意】・1つの町会につき、相談は原則として年度内3回までとさせていただきます。
・この無料相談は、町会運営に関する困りごとや、法人化手続きについて相談ができます。
書類作成代行は行いません。

利用の流れ



東京都行政書士会
新宿支部に電話
またはメールで依頼



町会・自治会名、相
談内容、連絡先等を
お伝えください。



面談、FAX、メールでご相
談ください。
相談の目安は2時間です。

<問合せ先>

東京都行政書士会新宿支部事務局

☎ 0120-917-485 (フリーコール・通話料無料)

【受付時間】平日13時から17時

✉ jimukyoku@gyouseisyoshi-shinjuku.net

☎ 03-6857-5328 (FAX)

※お気軽にお電話、メールにてご連絡ください。



新宿区地域振興部 地域コミュニティ課 コミュニティ係

☎ 03 (5273) 4127

FAX 03 (3209) 7455